

第26回定例会議の開催状況

第1 日時

令和5年9月7日(木)午後1時10分から午後5時20分

第2 場所

公安委員会室

第3 出席者

1 公安委員会

- ・ 澤田委員長
- ・ 大内委員
- ・ 小西委員
- ・ 津田委員

2 警察本部

- ・ 本部長
- ・ 総務部長
- ・ 警務部長
- ・ 刑事部長
- ・ 生活安全部長
- ・ 地域部長
- ・ 交通部長
- ・ 警備部長
- ・ 神戸市警察部長兼首席監察官兼第一方面本部長
- ・ 警察学校長
- ・ 情報通信部長
- ・ サイバーセキュリティ・捜査高度化センター長
- ・ 交通企画課長
- ・ 交通規制課長
- ・ 交通指導課長
- ・ 訟務官
- ・ 県民広報課次席
- ・ 公安委員会補佐室長
- ・ 運転免許課管理官
- ・ 警務課調査官

第4 定例会議の概要

1 令和5年度9月補正予算(案)の概要について

令和5年度9月補正予算(案)の概要及び補正予算額(案)について報告があった。

2 神戸市北区における暴力団対策法違反等事件の検挙について

「令和5年8月25日(金)、暴力団対策課及び神戸北警察署は、暴力団対策法違反等事件で被疑者1名を検挙した。」との報告があった。

3 令和5年秋の全国交通安全運動の実施について

令和5年秋の全国交通安全運動の実施期間、運動重点及び主な活動等について報告があった。

委員から、「無灯火や信号無視、ヘルメットの着用など、自転車に対する指導取締りを強化するとともに、広報啓発活動も積極的に推進していただきたい。」との発言があった。

4 公安委員会宛て文書等の受理について

令和5年8月中の公安委員会宛て文書等(苦情以外)の受理状況について報告があった。

5 苦情の受理及び処理の件数について

「令和5年8月17日(木)から同年8月30日(水)までの間における苦情の受理については、公安委員会宛てが6件、警察宛てが18件であった。処理件数は、公安委員会宛てが3件、警察宛てが19件であった。」との報告があった。また、「公安委員会宛て苦情3件については文書回答することとしたい。」との説明があり、決定した。

6 被害者等に対するカウンセリングの実施状況について

被害者等に対するカウンセリングの実施状況として、犯罪被害者相談員制度及び業務委託について報告があった。

7 犯罪被害者等給付金支給裁定(案)について

犯罪被害者等給付金支給裁定2件について説明があり、裁定した。

8 勝訴判決の確定について

「大阪高等裁判所に控訴された国家賠償請求控訴事件について勝訴判決が確定した。」との報告があった。

9 監察案件について

監察案件について報告があった。

10 山陽自動車道における車両火災及び多重事故の発生による通行止め事案について

山陽自動車道における車両火災及び多重事故の発生による通行止め事案の認知日時、発生場所及び事案概要等について報告があった。

11 公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令の制定(案)について

「災害対策基本法施行令、大規模地震対策特別措置施行令及び原子力災害対策特別措置法施行令の一部改正等に伴い、公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を制定することとしたい。」との説明があり、決定した。

12 放置違反金等の滞納者に係る差押車両の公売について

放置違反金等の滞納者に係る差押車両の公売開始月日、法的根拠、公売方法及び公売車両等について報告があった。

13 警察常任委員会の開会について

8月警察常任委員会の結果及び9月警察常任委員会の開会について報告があった。

14 第62回全日本女子剣道選手権大会への選手派遣結果について

令和5年9月3日(日)、奈良県橿原市所在のジェイテクトアリーナ奈良において開催された「第62回全日本女子剣道選手権大会」への選手派遣結果について報告があった。

15 令和5年度全国警察柔道選手権大会及び全国警察剣道選手権大会への選手派遣結果について

令和5年9月5日(火)、東京都千代田区所在の日本武道館において開催された「令和5年度全国警察柔道選手権大会及び全国警察剣道選手権大会」への選手派遣結果について報告があった。

16 夏祭り等に伴う雑踏警備の実施結果について

夏祭り等に伴う雑踏警備の実施結果等について報告があった。

17 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律に係る兵庫県公安委員会への通報について

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律に係る兵庫県公安委員会への通報2件について報告があった。

18 運転免許の行政処分について

運転免許の行政処分に関する意見の聴取等に関する説明があり、次のとおり運転免許の行政処分を決定した。

- 1 運転免許取消処分に係る「意見の聴取」～56名
- 2 運転免許取消処分に係る「聴聞」～19名